

令和2年度



沼津市住宅用 新エネ・省エネ機器設置費 及び 省エネリフォーム費補助金

令和2年4月改正

沼津市 環境政策課 環境企画係

問い合わせ先

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

TEL：055-934-4741／FAX：055-934-3045

Mail：kankyo@city.numazu.lg.jp

<目次>

1. 補助の目的	3
2. 補助金交付の流れ	3
3. 補助内容	4
4. 補助の要件	4
5. 補助対象者	5
6. 補助金額	5
7. 申請の手続き	
(1) 申請者	5
(2) 申請書の提出	5
(3) 交付決定	6
(4) 工事の着手	6
(5) 工事の完了・実績報告	7
(6) 補助金交付額の確定	7
(7) 補助金の請求・支払い	7
8. 他の補助金との併用	8
9. 取得財産の管理・処分	8
10. 補助事業完了後の市への協力	8

3. 補助内容

	種類	内容
機 器 設 置	住宅用太陽光発電システム・ 定置用リチウムイオン蓄電池	住宅用として太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 (1) 設置する太陽光発電システムが、次の要件を満たすものであること。 ア 既存住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電することができること。 イ 発電した電力を自家消費し、余剰電力を電気事業者へ供給できる状態にあること。 (2) 設置する定置用リチウムイオン蓄電池が、次の要件を満たすものであること。 ア 同時に設置した太陽光発電システムにより発電する電力を充放電できること。 イ 蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等をいう。）で構成される一体の装置であること。 ウ 住居部分に電力を供給できること。 エ 蓄電池が日本産業規格 J I S 又は一般社団法人電池工業規格に準拠していること。
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	住宅用として新規に導入設置する家庭用燃料電池であって以下のすべてを満たすものをいう。 (1)定格運転時において0.5から1.5キロワットの発電出力があること。 (2)定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が85パーセント以上であること。 (3)発電時に発生する排熱を利用して回収したお湯を貯めておく貯湯槽を有していること。
リ フ ォ ー ム	床・壁・天井の断熱改修 (合計 30 m ² 以上の施工に限る)	床・外壁・天井の断熱リフォームにおいて、熱伝導率 0.052 以下の断熱材を利用した、合計 30 m ² 以上の断熱工事をいう。 (部分断熱可)
	窓の断熱改修 (合計 0.8 m ² 以上の施工に限る)	窓の断熱リフォームにおいて、改修後の窓が「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」に規定する断熱性能等に適合し、施工後の開口部の熱貫流率が4.00以下若しくはガラスの日射侵入率が0.43以下のもののうち、次の各号のいずれかに該当する合計0.8m ² 以上の工事をいう。 (1)ガラス交換（既存窓を利用して、単板ガラスを複層ガラスに交換するものをいう。） (2)内窓設置（既存窓の内側に新たに断熱窓を設置するものをいう。） (3)外窓交換（既存窓を取り除き、断熱窓に交換するものをいう。ただし、断熱窓から断熱窓への交換を除く。） ※断熱窓とは、樹脂製の窓又は複層ガラスの窓をいう。
	高断熱浴槽	湯温降下が4時間で2.5℃以内の保温性能を有するもの。

4. 補助の要件

申請に際しては、上記表の「種類」ごとに1回を限度とします。

(ただし、過去に補助を受けている方は、同じ機器で再度補助を受けることはできません。)

5. 補助対象者

- ①居住住宅において補助対象機器の設置及び対象リフォームを実施する予定の方。
- ②居住を目的に中古の既存住宅を購入し、補助対象機器の設置及び対象リフォームを実施する予定の方。

※既存住宅とは、市内に建築された住宅のうち、補助金を受けようとする者が自ら居住している住宅及び建築工事の完了から1年を経過した住宅を指します。

※市では、設置又はリフォームを行う住所（申請箇所）に住民登録があることを確認し、補助金を交付します。

6. 補助金額

	種類	補助額（率）
機器設置	住宅用太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電池	補助対象は1基までとし、一律10万円とする。
	家庭用燃料電池導入	補助対象は1基までとし、一律4万円とする。
リフォーム	床・壁・天井の断熱	施工面積10㎡当たり1万円とする。ただし、上限を6万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 ※最低補助額は30㎡施工の3万円です。
	窓の断熱	施工面積0.8㎡当たり5,000円とする。ただし、上限4万円とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 ※最低補助額は0.8㎡施工の5,000円です。
	高断熱浴槽	補助対象は1基までとし、一律2万円とする。

7. 申請の手続き

(1) 申請者

- ①市内に現に居住する（又は居住する予定の）既存住宅において、機器の設置又はリフォームを実施する者。
- ②市税を完納していること。
- ③暴力団員等でないこと。

(2) 申請書の提出

申請を行うときは、次の必要書類を原則として工事着工予定日より7日前までに沼津市役所7階の環境政策課まで直接提出してください。なお、審査に2～3週間要しますので、申請が遅いと工事までに決定通知送付ができませんので、ご了承ください。

※代理人が提出する場合は「代理人選任届(第8号様式)」が必要となります。

受付期間：令和2年4月1日(水)から令和3年3月24日(水)

受付時間：8：30～17：15（ただし、土・日・祝日を除く）

※ただし、令和3年3月31日(水)までに、工事を完了して実績報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限りです。

※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。

※予算がなくなり次第終了となりますので、余裕をもって申請してください。

【申請時の必要書類】

① 沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金交付申請書（第1号様式）
② 補助対象の機器設置又はリフォームに要する費用の内訳が明記された、施工業者の社印が押されている見積書又は契約書の写し
③ 対象省エネ工事の概要書
④ 設置する機器、リフォームに使用する材料等の仕様が確認できる書類
⑤ 工事予定箇所の現況写真（住宅の全景と施工予定箇所）
⑥ 現地案内図（住宅の位置図）
☆ 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池を導入される方は、上記①～⑥の書類に加え、モジュールの配置図、回路図（常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類）等を提出してください。 ※居住の用に供した住宅が対象です。店舗兼住宅の場合は、配線図等で回路が分離していることが確認できる場合のみ補助対象とします。
☆ リフォーム工事をされる方は、上記①～⑥の書類に加え、施工箇所や施工面積が確認できる平面図もしくは立面図等を提出してください。
☆ 交付申請書提出時に、本補助金を暴力団が利するために利用しないこと、当該申請について市が申請者の個人情報や静岡県警察本部に照会すること、市が申請者の市税納税状況及び住所情報並びに家屋について調査を行うことについて、同意していただきます。

(3) 交付決定

申請は先着順に受理します。不備等があった場合は受理できませんので余裕を持って申請してください。市の審査の後に、申請者へ「交付決定通知書(第2号様式)」を送付します。

(4) 工事の着手

補助対象者は、補助金交付決定後に、工事に着手してください。申請内容が変更になる場合は、すみやかに「変更(中止)承認申請書(第3号様式)」を提出してください。

「工事の着手」とは？

補助に係る機器の設置又はリフォーム工事（足場設置や基礎工事等も含む）を開始すること。

(5) 工事の完了・実績報告

工事が完了したときは、実績報告を完了日から起算して 30 日を経過した日までに沼津市役所 7 階の環境政策課まで直接ご持参ください。

(例：5 月 1 日完了→5 月 31 日まで ただし、5 月 31 日が土・日・祝日の場合は 31 日より前の市役所開庁日まで)

最終期限は令和 3 年 3 月 31 日(水)ですので、特に年度末に施工する方はご注意ください。

- 「工事の完了日」とは？
- (A) 領収書の領収日
 - (B) 対象機器の保証書の保証開始日
(太陽光発電システム以外の機器を設置した場合)
 - (C) 電力受給契約申込書の連系日(電力受給開始日)又は、電気事業者が発行した接続契約に関する書類の契約日
(太陽光発電システムを設置した場合)

※上記 (A) ~ (C) の日付のうち最も遅い日付となります。

【実績報告時の必要書類】

① 沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム実績報告書 (第 5 号様式)
② 工事に要した経費の領収書の写し ※補助対象経費の変更がある場合は、事前に変更承認申請書の提出が必要になります。 ※補助対象経費以外でも、申請時に提出された見積書の内訳や金額に変更があった場合は、変更内容が分かる書類をお持ちください。
③ 交付決定を受けた機器や材料等について、同一製品であることが確認できる書類 (例：保証書、太陽光の場合は出力対比表等) ※書類がない場合には、申請者名、品番、機器設置日又はリフォーム完了日を記載した看板と一緒に撮影した写真も可。
④ 工事完了後の写真(リフォームの場合は、材料及び施工中の写真も必要) ※太陽光発電システムは、家全体・屋根・パワコンが写っているもの ※太陽光以外の機器等は、機器等が設置された場所と機器全体が写っているもの
⑤ 太陽光発電システムを設置された方は、電力会社との電力受給契約申込書の写し (もしくは、接続契約日が記載された書類(電力会社発行のもの)の写し)を提出してください。

(6) 補助金交付額の確定

実績報告を受理してから、沼津市の審査を経て、1 週間程で交付確定をし、「補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)」を送付いたします。

(7) 補助金の請求・支払い

補助金交付額確定通知書を受けたら、「補助金交付請求書(第 8 号様式)」を速やかに提出してください。

8. 他の補助金との併用

この補助金は、国や県などの補助金と併用することは可能です。ただし、本市の他の補助金との併用はできません。

9. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途に使用しないこと。

10. 補助事業完了後の市への協力

補助金の交付を受けた方に対して、エネルギー使用状況等の調査やアンケート等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。